7　作業結果の記録・報告、完了の届出

7．1　作業結果の記録

関係規程：法第18条の23第１～２項　／　法施行規則第16条の16第１～２項、第16条の17　／施行通知　／
国マニュアル「２．２．４.⑷」、「２．２.12.⑵～⑶」、「４.15.１～４.15.２」

特定工事の元請業者（又は自主施工者）は、「５．２　作業状況の記録」等を取りまとめ、作業完了後に作業結果に関する記録を作成・保存する必要があります。

保存期間	特定工事が終了した日から３年間（電磁的記録による保存も可）
記録事項	●特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
	●下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
	●発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	●特定工事の場所
	●特定粉じん排出等作業の種類
	●特定粉じん排出等作業を実施した期間
	●特定粉じん排出等作業の実施状況（次の事項を含む。）
	○除去等の完了の確認をした年月日、確認の結果※1及び確認者の氏名（確認者が必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し※2を添付）
	○作業基準の次の確認を行った年月日、確認方法、確認結果、確認者の氏名※3
	・　集じん・排気装置が正常に稼働していることの確認
	・　作業場及び前室が負圧に保たれていることの確認
	・　作業場の隔離を解くに当たって、アスベストが大気中へ排出等されるおそれがないことの確認

※１　確認の結果に基づいて除去等の措置を講じた場合はその内容も記録します。

※２　建築物の工事の場合、建築物石綿含有建材調査者の講習修了証、令和５年10月の事前調査者の義務付け適用前の一般社団法人日本アスベスト調査診断協会の登録証、石綿作業主任者技能講習の講習修了証を意味します（令和２年11月30日付施行通知）。

工作物の工事の場合、令和８年１月１日以降は、工作物石綿事前調査者又は石綿作業主任者技能講習の講習修了証を意味します。それ以前は石綿作業主任者技能講習の講習修了証を意味します（令和５年６月23日付施行通知）。

※３　作業場を負圧隔離する方法でレベル1～2建材を除去・封じ込め・囲い込みしたときのみ記録が必要になります。